

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2 法によらない事務第12の項 南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)による介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、基づく居宅サービス又は施設サービスの提供を行う社会福祉法人等(以下「法人等」という。)が、その社会的役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者(以下「被保護者」という。)に対して行う利用者負担額の軽減事業(以下「軽減」という。)の手續に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第5条・第6条
②事務の内容	介護保険法第八十三条の六(同令第九十七条の四において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬告示第11号)第5条の社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 ロ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 イ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第10条
②事務の内容	介護保険法第八十三条の六(同令第九十七条の四において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱第10条の社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 ロ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 イ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第11条
②事務の内容	介護保険法第八十三条の六(同令第九十七条の四において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第11条の社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の記載事項変更届出等の <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 ロ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る <u>市町村民税に関する情報</u>

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 イ	南相馬市社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担及び助成に関する要綱(平成18年南相馬市告示第11号)第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>	当該申請を行う者に係る <u>生活保護実施関係情報</u>

備考	
----	--